

定期報告手順 (申請者)

農林水産省共通申請サービス (eMAFF)

定期報告手順

- ① eMAFFにログイン後、「手順を探す」をクリックし、表示されたメニューから「利用できる全ての手続きから探す」をクリックします。

The screenshot displays the eMAFF website interface. At the top, there are navigation links for 'Wiki', 'お困りの場合', and '制度固有機能'. The main header area contains the text '農林水産省共通申請サービス | eMAFF' and a description: '農林水産省に関する各種手続きを、インターネット上で行えるサービスです。' Below this, there is a section for 'さんのダッシュボード' with tabs for '通知', 'おすすめ手続き', and '申請履歴・一時保存'. A table with columns '未読', '新着', '通知日付', and 'タイトル' is partially visible. On the right side, a search menu is open, showing the following options: '▼ 手順を探す' (highlighted with a red border), '利用できる全ての手続き から探す' (highlighted with a red border), '手続きをキーワード から探す', '関連したおすすめ手続き から探す', 'よく利用されている手続き から探す', '定期的な手続き から探す', and '手続きを選択 して探す'.

定期報告手順

② 制度・手続き名を入力して検索

TOP > 手順を探す > 利用できる全ての手順から探す

Q 手順を探す

> 手順を探す > 手順を進める

■ 利用できる全ての手順 から探す

条件を指定して検索する ▲

■ 制度・手続き名

■ 公開された時期

指定しない 1週間以内 1ヶ月以内 3ヶ月以内 6ヶ月以内 1年以内

2391 件該当します。

「定期報告」と入力
⇒ 検索

定期報告手順

③ 飼養している畜種ごとに申請手順が異なります。

申請する手順の「」ボタンをクリックします。

(例) 家きん飼養者の申請手順

- ・定期報告（基本情報）
- ・定期報告（家きん）1～4
各手続きの「」をクリック

全 16 件中 1～16 件を表示中

| 種類 | 制度 | 手続 | 申... | | | | | | |
|------|---------------|------------|------|------------|------------|-----|---|---|--|
| 行政手続 | 飼養衛生管理基準：定期報告 | 定期報告（豚等）1 | 2024 | 2024/04/01 | 2025/06/30 | | | | |
| 行政手続 | 飼養衛生管理基準：定期報告 | 定期報告（家きん）1 | 2024 | 2024/04/01 | 2025/06/30 | 申請 | ♡ |  | |
| 行政手続 | 飼養衛生管理基準：定期報告 | 定期報告（家きん）2 | 2024 | 2024/04/01 | 2025/06/30 | 未申請 | ♡ |  | |
| 行政手続 | 飼養衛生管理基準：定期報告 | 定期報告（家きん）3 | 2024 | 2024/04/01 | 2025/06/30 | 未申請 | ♡ |  | |
| 行政手続 | 飼養衛生管理基準：定期報告 | 定期報告（家きん）4 | 2024 | 2024/04/01 | 2025/06/30 | 未申請 | ♡ |  | |
| 行政手続 | 飼養衛生管理基準：定期報告 | 定期報告（基本情報） | 2024 | 2024/04/01 | 2025/06/30 | 未申請 | ♡ |  | |

定期報告手順

| 畜種 | 申請手続 |
|---------------------------------|--|
| 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊 | 定期報告（基本情報） 定期報告（牛等） 1 定期報告（牛等） 2 定期報告（牛等） 3 |
| 豚、いのしし | 定期報告（基本情報） 定期報告（豚等） 1 定期報告（豚等） 2 定期報告（豚等） 3 定期報告（豚等） 4 |
| 鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 | 定期報告（基本情報） 定期報告（家きん） 1 定期報告（家きん） 2 定期報告（家きん） 3 定期報告（家きん） 4 |
| 馬 | 定期報告（基本情報） 定期報告（馬） 1 定期報告（馬） 2 |
| 小規模飼養農家 ※ | 定期報告（基本情報） |

【注意】 畜種ごとに申請が必要です

- ※ 小規模飼養農家とは、
次に定める頭羽数の飼養者をいいます
- ▶ 牛・水牛・馬の場合 ： 1頭
 - ▶ 鹿・めん羊・山羊・豚
 ・いのししの場合 ： 6頭未満
 - ▶ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥
 ・七面鳥の場合 ： 100羽未満
 - ▶ だちょうの場合 ： 10羽未満

定期報告手順

④ 定期報告（基本情報）を入力します。

🔍 手続の詳細

行政手続 2024年度 飼養衛生管理基準：定期報告 定期報告（基本情報）

手続内容

■ 基本情報

| | |
|--|--|
| 申請年度 | 申請年月日 必須 |
| <input type="text" value="2024"/> | <input data-bbox="1235 1028 2204 1092" type="text" value=""/> |
| 文書番号 | 申請ステータス |
| <input data-bbox="234 1156 1202 1220" type="text" value=""/> | <input data-bbox="1235 1156 2204 1220" type="text" value=""/> |
| 提出先（地域レベル） 必須 | 提出先（地域名） 必須 |
| <input data-bbox="234 1292 1202 1356" type="text" value=""/> | <input data-bbox="1235 1292 2204 1356" type="text" value="Search..."/> |

「申請年月日」：申請日を入力
※ 2月1日以降の日付

「提出先（地域レベル）」
：県内地域を選択

「提出先（地域名）」
：管轄の畜産事務所を選択

定期報告手順

⑤ 農場名、報告年月日を入力します。

■ 農場名検索

「都道府県（検索用）」、「市区町村（検索用）」、「市区町村以降（検索用）」を入力すると、「農場名」の候補を絞ることができます。

| | |
|----------------------|----------------------|
| 都道府県 | 家畜保健衛生所 |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 畜種 | 市区町村 |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 市区町村以降 | |
| <input type="text"/> | |
| 農場名（検索用） | |
| <input type="text"/> | |

「農場名（検索用）」：
農場台帳で登録した農場名を選択
⇒ 農場ID等の登録情報が表示される

| | |
|------------------------|----------------------|
| 農場ID <small>必須</small> | 都道府県 |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 家畜保健衛生所 | 畜種 |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> |

「台帳初期表示」ボタンを押下すると、農場IDに紐づく台帳情報が初期表示されます。

台帳初期表示

「台帳初期表示」をクリックすると、
登録済の情報が表示される

■ 基本情報

| | |
|-------------------------|----------------------|
| 報告年月日 <small>必須</small> | 農場ID |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 農場名 | |
| <input type="text"/> | |

「報告年月日」：申請年月日を入力

定期報告手順

農場名

■農場住所
農場郵便番号 都道府県名

市区町村名 丁目・番地等

■農場の連絡先
電子メール
FAX

農場台帳情報（家畜所有者、飼養衛生管理者等）に変更があれば修正する

<家畜の種類及び頭羽数>

| | |
|--|--|
| 乳用雌牛成牛頭数 <input type="text"/> 頭 | 乳用雌牛育成牛頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 乳用雌牛子牛頭数 <input type="text"/> 頭 | 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛を除く。）成牛（肥育後期の牛）頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛を除く。）肥育前期の牛頭数 <input type="text"/> 頭 | 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛を除く。）育成牛頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛を除く。）子牛頭数 <input type="text"/> 頭 | 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛に限る。）成牛（肥育後期の牛）頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛に限る。）肥育前期の牛頭数 <input type="text"/> 頭 | 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛に限る。）育成牛頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 肥育牛（乳用種の雌牛及び交雑種の牛に限る。）子牛頭数 <input type="text"/> 頭 | 肉用繁殖牛成牛（雌）頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 肉用繁殖牛成牛（雄）頭数 <input type="text"/> 頭 | 肉用繁殖牛育成牛頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 肉用繁殖牛子牛頭数 <input type="text"/> 頭 | 繁殖豚雄豚頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 繁殖豚母豚頭数 <input type="text"/> 頭 | 繁殖豚育成豚頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 肥育豚（子豚を除く。）頭数 <input type="text"/> 頭 | 子豚頭数 <input type="text"/> 頭 |
| 採卵鶏成鶏羽数 <input type="text"/> 羽 | 採卵鶏育成鶏羽数 <input type="text"/> 羽 |
| 肉用鶏羽数 <input type="text"/> 羽 | 馬頭数 <input type="text"/> 頭 |

2月1日時点の家畜の飼養頭羽数を入力する

定期報告手順

⑥ 「申請」ボタンをクリックします。

■ 申請入力以上となります。必須項目の入力漏れがないことを確認し、画面下部の「申請」ボタンを押下します。

閲覧設定

・構成員区分が「一般」の構成員にも閲覧を可能にする

有効にした場合、構成員区分が「一般」の構成員でもこの申請の閲覧・編集・一時保存ができますが、申請はできません。
無効にした場合、閲覧できません。



◎申請後、申請先の畜産事務所が内容を確認します。
⇒承諾されたら、ホーム画面の「通知一覧」に承諾通知が届きます。

定期報告手順

- ⑦ 家畜ごとの定期報告（牛等）、（豚等）、（家きん）、（馬）の申請は、
②～⑤の手順で入力し、飼養衛生管理基準の実施状況を入力してください

報告年月日 必須 畜種（詳細） 必須

報告年月日、
畜種（詳細）を入力

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況（3）鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

- ※記載方法
- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
 - ・1から35までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」にチェックを付けること。
 - ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
 - ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項

I 家畜防疫に関する基本的事項

1 家きんの所有者の責務

1-1 関係法令を遵守している。

回答 必須 はい いいえ

前回の点検結果 はい いいえ

〈関係法令の例〉

- ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

1-2 農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。

回答 必須 はい いいえ

前回の点検結果 はい いいえ

〈協力者の例〉

- ・地域の他の家きんの所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体

設問ごとに選択
○はい
○いいえ
○該当しない

定期報告手順

⑧ 「申請」ボタンをクリックします。

⇒畜種ごとに必要な申請を繰り返してください。

■ 申請入力以上となります。続きの項目は、申請「定期報告（家きん）2」で入力してください。

■ 閲覧設定

・構成員区分が「一般」の構成員にも閲覧を可能にする



有効にした場合、構成員区分が「一般」の構成員でもこの申請の閲覧・編集・一時保存ができますが、申請はできません。
無効にした場合、閲覧できません。



◎申請後、申請先の畜産事務所が内容を確認します。
⇒承諾されたら、ホーム画面の「通知一覧」に承諾通知が届きます。